

02 静保健介第 560 号
令和 2 年 5 月 1 日

介護サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス事業所の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

現在、各事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染症対策を徹底されているところかと思いますが、厚生労働省より示されています「通所系サービス事業所における電話による安否確認の実施について」の問い合わせが多数寄せられていることから、本市の取扱いは下記のとおりとしますので、御確認をお願い致します。

記

1 対象通知（別紙参照）

- ・令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省老健局総務課認知症対策施推進室ほか連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 6 報）」（介護保険最新情報 vol. 809 問 1、問 2）
- ・令和 2 年 4 月 9 日付け厚生労働省老健局総務課認知症対策施推進室ほか連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 7 報）」（介護保険最新情報 vol. 813 問 2、問 3）

※参考通知

- ・リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」

2 電話による安否確認を行う場合について

- ・電話による安否確認を実施する前に、利用者ごとに訪問によるサービスが必要か否か、本人およびその家族等の意向を踏まえて、居宅介護支援事業所とも協議し確認を行ってください。また、その内容を記録に残してください。
- ・訪問が必要な利用者については、当該事業所からの訪問サービスや、他の事業所による介護サービスの提供をお願い致します。
- ・電話による安否確認のみでも利用負担が発生するなど、提供するサービス内容については、本人及びその家族へ丁寧に説明し、了承を得てから実施してください。

3 加算・減算について

- (1) サービス提供体制強化加算や介護職員処遇改善加算など、事業所の体制を評価する加算については、通常時に算定している場合は算定できます。
- (2) 入浴介助加算や個別機能訓練加算など、利用者に直接のサービス提供を要する加算については、通常時においても、サービス提供の実績で判断するため、電話での安否確認のみでは算定できません。
- (3) 送迎減算については、利用者宅と事業者間の移動がないため、通常時の算定の有無にかかわらず、減算となります。

4 介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・介護予防・日常生活支援総合事業について、厚生労働省から示されている通知と同様に電話での安否確認を実施した場合においても、算定を可能とします。
なお、具体的な取扱いについては、上記2、3と同様となります。
- ・介護報酬については、あらかじめケアプランに位置付けた利用日に電話等で提供を行った場合は、引き続き月額報酬にて算定することが可能です。

5 留意事項

- (1) 本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、臨時的・限定的に行うものです。
- (2) 本取扱いは、今後、厚生労働省からの通知等、状況の変化により変更する場合があります。

<問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課

事業者指導第1係（地域密着型サービス）

事業者指導第2係（居宅サービス）

電話：054-221-1088（1係）/ 054-221-1377（2係）

FAX：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

別紙

○介護保険最新情報 vol. 809 (抜粋)

問1 通所系サービス事業所（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。以下、同じ。）が都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

(答)

通所系サービス事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1を参考にされたい。なお、対応に当たっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたい。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

問2 問1の取扱について、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

(答)

通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法等は問1の取扱と同様である。

○介護保険最新情報 vol. 813 (抜粋)

問2 通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーションが、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合、利用者等の意向を確認した上で行う、その期間の初回に行う電話等による居宅の療養環境等の確認について、介護報酬の算定は可能か。

(答)

通所リハビリテーション事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、居宅の療養環境、当日の外出の有無と外出先、希望するリハビリテーションサービスの提供内容や頻度等について、電話等により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日について、初回のみ、相応の介護報酬の算定が可能である。

介護予防通所リハビリテーション事業所についても同様に日割り計算上の日にちに含める可能である。

なお、対応に当たっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討するとともに、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1を参考にされたい。

問3 問2の取扱について、通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーションが、都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で初回に行う電話による居宅の療養環境確認について、介護報酬の算定が可能か。

(答)

通所リハビリテーション事業所が、健康状態、居宅の療養環境、当日の外出の有無と外出先、希望するリハビリテーションサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、初回のみ、相応の介護報酬の算定が可能である。

介護予防通所リハビリテーション事業所についても同様に日割り計算上の日にちを含めることが可能である。

なお、具体的な算定方法等は問2の取扱いと同様である。

新型コロナウイルス感染症に係る 通所介護事業所のサービス継続支援

感染拡大防止のため、休業要請の有無によらず以下の特例の活用が可能

①ご自宅への訪問によるサービス提供

- 利用者のご自宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、報酬算定が可能です。

※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分（2時間以上3時間未満）で算定できます

- 1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定が可能です。（ケアプランに位置付けられた提供時間に相当する報酬が上限となります。）

②電話による安否確認等

- 電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能です。（報酬区分は①と同じです）

※安否確認等：健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合

- 休業要請を受けている場合は、1日2回、休業要請を受けていない場合は1日1回まで算定が可能です。（営業を続けている場合も含む）

③サービス提供時間の短縮

- 提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果、提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも、最短時間の報酬区分を算定可能です。

④サービス提供場所の変更

- 他の事業所や公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ、報酬算定が可能です。



※これらの特例は、利用者の同意を得た上で活用いただくこととなります、その際、

- 事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の開催を行わないこと
 - サービス提供前に説明を行い同意を得ている場合は、ケアプランの見直しや文書による同意はサービス提供後に行うこと
- が可能です。

※この他、人員配置基準や各種加算について、柔軟な取扱いを可能としています。
(下記URL参照)

ご参考

- 「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」において、これまで事務連絡でお示ししてきた特例の一覧を掲載しています。（随時更新）
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>)
- 独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っています。
(<https://www.wam.go.jp/>)